

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書（案）に関する質問に対する追加・修正回答

| 通番 | 頁 | 記号1 | 記号2 | 記号3 | 記号4 | 記号5 | 記号6 | 質 問 等 | 追加・修正回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 77 | 25 | 2 | 3 | 7 | | | | 納品前に協議しその結果事業者の変更した場合、「内容変更に伴う設計変更」の市側リスクと考えてよろしいでしょうか。 | 「納品前に市と事業者が協議した後に、設計変更等が生じ、その結果、当初の協議結果を変更した場合、「内容変更に伴う設計変更」として市側リスクと考えてよろしいでしょうか。」との趣旨であった。 通番76を参照。なお、設計変更に関する詳細については、特定事業契約書案にて示します。 |
| 82 | 26 | 2 | 3 | 9 | | | | 計画する人工地盤は本敷地内についてに限るものと考えてよろしいでしょうか。また人工地盤に道路を横断して接続する部分（敷地外）は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 後段における「人工地盤に道路を横断して接続する部分」とは、「既存の人工地盤が道路を横断して新たに整備される人工地盤と接続する部分」との趣旨であった。 敷地外の人工地盤については事業範囲外となります。 |
| 99 | 27 | 2 | 3 | 10 | | | | 民間収益機能としての駐車場は、民間収益機能のみの利用者専用の駐車場として本件施設用の駐車場と分けて整備し、かつ管理・運営（管理体制やシステム含め）も別々に行なうことが求められるという理解でよろしいでしょうか。またその場合、50項 8. で運營業務を定めた関係者用の駐車場と合わせて「静岡市における建築物に附置する駐車場に関する条例」の規定台数以上とするという理解でよろしいでしょうか。 | 「民間収益機能としての駐車場」とは、「条例に基づく付置義務台数とは別途に、民間収益機能として駐車場を整備する」との趣旨であった。 駐車場を民間収益機能として整備・利用することは不可とします。 |
| 165 | 50 | 4 | 8 | 2 | | | | 駐車場は、原則として公演等の主催者や出演者、搬入車両等の公演関係者に限定するとありますが、民間収益機能としての駐車場を別途整備する場合、最低限度の台数等は設けず、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 | 通番99参照。 |